

令和4年第1回大仙市議会定例会会議録第2号

---

令和4年3月7日（月曜日）

---

議事日程第2号

令和4年3月7日（月曜日）午前10時開議

---

第1 一般質問

---

出席議員（24人）

1番 佐藤芳雄	2番 戸嶋貴美子	3番 佐藤文子
4番 佐藤隆盛	5番 挽野利恵	6番 秩父博樹
7番 青柳友哉	8番 安達成年	9番 高橋徳久
10番 古谷武美	11番 橋本琢史	12番 小笠原昌作
13番 小松栄治	14番 本間輝男	15番 佐藤育男
16番 山谷喜元	17番 石塚 柏	18番 高橋敏英
19番 橋村 誠	20番 渡邊秀俊	21番 金谷道男
22番 大山利吉	23番 鎌田 正	24番 後藤 健

---

欠席議員（0人）

---

遅刻議員（0人）

早退議員（0人）

---

説明のため出席した者

市長	老松博行	副市長	佐藤芳彦
副市長	西山光博	教育長	伊藤雅己
代表監査委員	武田哲也	上下水道事業管理者	今野功成
総務部長	舛谷祐幸	企画部長	福原勝人
市民部長	和田義基	健康福祉部長	佐々木隆幸

農 林 部 長	渡 辺 重 美	経 済 産 業 部 長	富 樫 真 司
建 設 部 長	今 和 則	観 光 文 化 ス ポ ー ツ 部 長	伊 藤 優 俊
病 院 事 務 長	今 久	教 育 委 員 会 事 務 局 長	築 地 高
総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	伊 藤 公 晃		

---

議会事務局職員出席者

局 長	谷 口 藤 美	参 事	齋 藤 孝 文
参 事	富 樫 康 隆	主 幹	佐 藤 和 人
主 任	藤 澤 正 信		

---

午前10時00分 開 議

○議長（後藤 健） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

---

○議長（後藤 健） はじめに、今次定例会の会期日程の変更について、ご報告いたします。

本会議第4日のあさって3月9日に予定していた議案質疑、予算質疑ですが、質疑者がいなかったため、本日午前9時に議会運営委員会を開催し、協議した結果、別紙お手元に配付のとおり、定例会会期日程を変更し、3月9日の本会議を休会といたしましたので、ご報告いたします。

---

○議長（後藤 健） 本日の議事は、議事日程第2号をもって進めます。

---

○議長（後藤 健） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。6番秩父博樹君。

（「はい、議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 6番。

【6番 秩父博樹議員 登壇】

○議長（後藤 健） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○6番（秩父博樹） おはようございます。公明党の秩父博樹です。今回、3項目通告さ

せていただいております。よろしくお願いいたします。

はじめに、子どもを虐待から守る取り組みについて、お伺いいたします。

コロナ下で児童虐待は一層深刻さを増しております。警視庁が発表した昨年の犯罪情報統計（暫定値）によると、虐待の疑いで警察が児童相談所に通告した18歳未満の子どもの数は10万8,050人に上り、17年連続で過去最多を更新しております。理不尽な虐待に苦しみ、中には命を落とす子どももおります。悲惨な事態を招かぬよう、虐待を早期に把握し迅速に対処できる体制づくりに、一層力を入れる必要があります。

コロナ下で虐待が増加している背景には、テレワークの普及や休園・休校などにより、親子と一緒に過ごす時間が増える一方で、保育園や学校といった外からの目が届きにくくなっていることが指摘されております。その意味で、子どもや家族からのSOSにいち早く気づき、子どもを守るため、関係機関等の迅速な連携と対応力を強化することが急務であると考えます。

児童虐待防止対策を強化するため、2019年6月、児童福祉法等改正法が成立しました。改正法では、子どもへの「しつけ」と称した体罰が虐待につながる実態があったため、親などによる体罰の禁止が明記されました。また、当時、民法の懲戒権の在り方について、2020年4月の施行後2年を目途に検討することが盛り込まれました。懲戒権は民法に規定される親権の一つで、必要な範囲で子を懲戒できるとされているものでしたが、この規定が体罰の容認につながっているとの意見もあり、法相の諮問機関である法制審議会が議論を進めてきたところですが、このたび、この民法の懲戒権は削除される見通しとなりました。

児童相談所の体制強化では、虐待が疑われる家庭から子どもを一時保護するなどして引き離す「介入」と、保護者への支援を行う職員を分けることが推進されました。これは、職員が保護者との関係を考慮して、子どもの保護をためらうケースがあったためです。

さらに、虐待が起きている家庭では、DVも起きている事例が少なくないことから、DV対策を担う機関が虐待の早期発見に努めるなど、関係機関の連携強化が進められております。

虐待を防ぐには、身近な地域で子育て支援をサポートする行政の役割が重要であるというふうに考えます。そういう意味では、本市の子育て世帯を支援する様々な事業の取り組みに敬意を表したいと思っております。小さな命を守るとともに、安心して子育てできる

環境づくりのさらなる推進をお願いし、質問させていただきますが、要保護児童に関わる機関等との情報共有について、クラウドを活用して事務作業を省力化し、連携の迅速化を図るべきというふうに考えます。市民から市役所への相談や、学校、認定こども園、保育園での児童の様子について、児童相談所、警察、消防、医師、社会福祉協議会、民生委員などとリアルタイムに経過記録が共有され、迅速なケース対応が可能になると考えますが、いかがでしょうか。個人情報がいっしょと管理されているシステムが既に実用化されていることから、検討すべきと考えるものですが、市当局のお考えを伺います。

1点目、以上です。

○議長（後藤 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 秩父博樹議員の一つ目の発言通告であります子どもを虐待から守る取り組みに関する質問につきましては、健康福祉部長に答弁させますので、よろしくお願いたします。

○議長（後藤 健） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐々木隆幸） 秩父博樹議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、子どもを虐待から守る取り組みについてであります。現在、要保護児童に関して、担当部署の子ども支援課が常に情報を共有している関係機関は、秋田県南<sup>みなみ</sup>児童相談所のほか、市の健康福祉会館内に設置の子育て世代包括支援室になります。

情報共有を行うに当たっては、個人情報の保護に配慮する必要がありますが、子ども支援課と子育て世代包括支援室の間では、共有サーバー内で共通のリスク評価シートを活用し、要保護児童に関する状況を随時更新、確認できる体制の運用を、この1月から開始したところであります。

一方、県南児童相談所との連絡につきましては、電話や個別ケース会議等による情報共有となっております。

現在、国では児童相談所と市町村の連携強化のため、要保護児童に関する情報共有システム構築に対しまして補助金等の支援を行っております。

市といたしましては、児童相談所をはじめ、学校や警察など要保護児童に係る機関等との情報共有も合わせた一体的なシステム利用がより効果的と考えております。

国の支援を活用しながら、導入に向け、秋田県や近隣の市町と連携し、全国の先進事例を参考に研究してまいります。

以上になります。

○議長（後藤 健） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、秩父議員。

○6番（秩父博樹） ありがとうございます。非常に前向きなご答弁いただいたなというふうを受け止めました。ありがとうございます。

今、連携しているのが児相と、それから、さっき私から言わせていただいた、例えば警察だとか消防だとか医師、社協だとか、そちらの方との連携は、今はされていないのかなというふうに今、伺ったところですけど、国の方でもそれこそ令和3年でも、この構築強化に対して補助金等、全国の自治体で広く活用してくださいという形で出されておりますし、また今回、令和4年についてもその方向で今、進めているというふうに認識しております。今回、コロナ禍の中で今、この児童を取り巻く環境が非常にまだ見えにくくなっているということもありまして、今回また取り上げさせていただいたところですけど、是非こういう国の方で準備しているこの児童虐待防止のための情報共有システム構築事業費ですか、これは是非活用して、構築の強化を進めていただきたいと思いますので、よろしく願いしまして1点目終わります。

○議長（後藤 健） 次に、2番の項目について質問を許します。

○6番（秩父博樹） 次に、プラスチックごみ削減の取り組みについて伺います。

世界経済フォーラムの2016年の発表によると、2050年にはプラスチック生産量が約4倍増加し、「海洋プラスチックごみの量が海にいる魚を上回る」とされるなど、環境問題への対策が喫緊の課題です。

そのような中、本年4月より、プラスチックごみ削減とリサイクル促進を目的とする「プラスチック資源循環促進法」が施行されます。同法施行により3R、この3Rというのは、リデュース（廃棄物の発生抑制）、それからリユース（製品の再利用）、それからリサイクル（資源の再生利用）、この頭文字を取って「3R」ですけど、この3Rと持続可能な資源化を推進することでプラスチックの「資源循環」を促し、サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行加速が期待されております。

「誰一人取り残さない」持続可能で、よりよい社会の実現を目指す持続可能な開発目標（SDGs）にも、「2025年までに海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する」との内容をはじめ、

環境問題への目標が掲げられております。一人一人の意識改革、地域からの小さな取り組みが大きな改革の力、目標達成に不可欠であるというふうに考えます。

国内では、例えば2018年に神奈川県において、県内の海岸に打ち上げられたシロナガスクジラの体内からプラスチックごみが発見されたことを受け、2030年までのできるだけ早期に、リサイクルされない・廃棄されるプラごみゼロを目指すとの「かながわプラごみゼロ宣言」を行うなど、各自治体において、いわゆる「プラスチックごみゼロ宣言」がなされ、行政や地域住民、企業団体などが団結して環境問題に取り組む機運が高まっております。

今期定例会初日、市長の施政方針演説では、「未来は、今、我々が何をするかにかかっている」とのマハトマ・ガンジーの言葉を取り上げ、「未来は我々が創るという気概を持って前に歩を進めなければならない」、また、「過去からの延長ではなく、一步先の未来から<sup>ふかん</sup>俯瞰して、今何を成すべきかを考え、チャレンジしていくことが重要であり、私たちの選択と行動が未来を創造する鍵になるものと考えている」とありました。私も全く市長と同感であり、未来の「果」は現在の「因」にあると考えます。

そこで伺いますが、1点目に、未来の世代を守るため、大仙市においても、さらなる3Rを推進し、近い将来には「プラスチックごみゼロ宣言」を行えるよう、プラごみ分別の可能性について、知恵を絞り検討すべきではないでしょうか。環境問題に、より積極的に取り組み、未来の世代にバトンを渡していくべきと考えるものですが、ご見解を伺います。

この、プラごみの大きな課題の一つとしては、マイクロプラスチックの海への流出等が大きな社会問題となっておりますが、中でもスポーツ用途の人工芝は流出リスクが高いという環境ベンチャー企業の調査結果があります。

そこで2点目ですが、当市に建設を予定している多目的人工芝グラウンドには、環境に配慮した環境省E T V事業の認証を受けている人工芝を使うべきと考えますが、いかがでしょうか。市当局のご所見を伺います。

2点目、以上です。

○議長（後藤 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。佐藤副市長。

【佐藤副市長 登壇】

○副市長（佐藤芳彦） 質問の、プラスチックごみ削減の取り組みについて、お答えを申し上げます。

はじめに、プラスチックごみの分別についてであります。一度の使用で使い捨てとなるものなどを含め、プラスチック製品は、現在の私たちの生活には欠かすことのできない存在となっております。

市では現在、「容器包装リサイクル法」に基づきまして、家庭から排出されるペットボトルを分別収集し、リサイクル事業者へ引き渡ししておりますが、来月からは「プラスチックに関わる資源循環の促進等に関する法律」が施行され、容器包装以外のプラスチック製品につきましても、リサイクルの対象となります。

新しい制度におきましては、市町村が分別収集の基準を策定し、新たな分別収集でリサイクルを推進することが求められておりますが、ごみ処理施設を管轄いたします大曲仙北広域市町村圏組合との協議や調整も必要であります。

また、プラスチックごみの削減に向けたごみの分別収集の制度設計におきましては、分別の基準や、リサイクル事業者などについて検討する必要があるとございます。さらに、組合を構成する近隣自治体との協議も必要でありますので、お互いに情報共有を図りながら、市民の皆様に分かりやすく、対応しやすい制度づくりに取り組んでまいりたいというふうを考えております。

次に、多目的人工芝グラウンドにつきましては、芝生の仕様書において、環境省のE T V事業の認証を受けていることを要件としておりませんが、人工芝の仕様に関しましては、E T V事業の実証技術領域でもあります熱中症対策として「温度上昇抑制機能効果」があり、「人工芝本体の構造が降雨時の充填剤流出抑制に有効」なものであることの検証結果を提出できるものとしております。こうしたことから、環境省のE T V事業認証と同等の要件を満たすものと認識をしております。

また、グラウンドの建設に当たりましては、排水溝の流末2カ所に流出抑制フィルターを設置するなどの対策を講じる計画であります。現段階でできます「水質汚染の抑制」や「自然環境の保全」について、最大限に配慮してまいりたいと思います。

以上でございます。

【佐藤副市長 降壇】

○議長（後藤 健） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、6番。

○6番（秩父博樹） ありがとうございます。最初のこのプラスチックの分別についてで

すけど、実は2月、先月ですけど、広域の議会の方でも私、取り上げさせていただきまして、今の副市長の答弁であったように、それこそ今、一部事務組合という形で2市1町で処理の方をやっているものですから、単独で考えるものではないなということで、広域の方で取り上げさせてもらったところだったんですけど、今、副市長の方から、それこそ2市1町の中での協議も必要で、それもあわせて今進めていくというご答弁いただきましたので、是非前向きに進めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、人工芝の方ですけど、私さっき環境省E T V事業の認証を受けているものって伝えさせていただいたところですけど、今、それに同等のものというふうなご答弁というふうに伺いました。もしかしてこの後、この認証を得るような製品で進めているのかなというふうな形でも今受け取ったところですので、同等のものということですので、それで進めていただければいいのかなというふうに思いました。

このマイクロプラスチックについては、この人工芝が全国的に配置された最初のうち、あまり問題化されていなかったところですけど、最近になってすごく問題化されてきていまして、なので、その対応について自治体としてしっかり注視、今できること、現段階でできることをやっていくというふうな答弁でしたので、是非そういうふうな形で進めていただければというふうに思います。もしかしたら、この先も今大丈夫だと思っているものが、この先になって、あっ環境に対して悪影響があること、まだ実はあったっという場面も想定されますので、公共施設に使う建設資材については、よくよく配慮しながら資材の選定等進めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で2番の質問を終わります。

○議長（後藤 健） 次に、3番の項目について質問を許します。

○6番（秩父博樹） それでは、三つ目に、自販機リサイクルボックスの異物混入低減の取り組みについて、お伺いたします。

これについても広域の方でも取り上げさせていただいた問題ですけど、先程申し上げたように、共通認識持っていかなければならない問題でもありますので、あえてまた取り上げさせていただきます。

プラスチックごみは様々ありますが、身近なペットボトルのリサイクルについて触れたいと思います。

ペットボトルリサイクル推進協議会によると、国内のペットボトルの回収率は

88. 5パーセント、リサイクル率は96.7パーセントと世界でもトップレベルであり、2020年は、およそ48万8千トンのペットボトルがリサイクルされました。

例えば、再びペットボトルになるだけではなく、衣類、土木・建築資材、食品用トレイ、文具・事務用品等と、実に多種多様な製品に生まれ変わっております。また、温暖化防止等の観点では、国内で利用されているペットボトルの資源採掘からボトル生産・利用・排出回収・リサイクル・再利用までの温室効果ガス総排出量は、およそ205万9千トンであり、これは、もし、リサイクル・再利用がない場合の排出量352万8千トンと比較し、約42パーセントも排出量が少なくなっているとの結果が示されております。つまり、ペットボトルは、その高いリサイクル率により大幅に環境負荷を低減しているというふうにもいえます。

しかしながら、ペットボトルの回収過程で問題が生じております。それは、ペットボトル以外のごみの混入です。地域・場所による差はあるものの、飲料メーカーが流通事業者等と連携し、ペットボトルを自動販売機に併設されたリサイクルボックスで回収する際、ペットボトル以外の大量のごみ・異物混入や、さらにひどいケースでは、リサイクルボックス周辺にまで、入りきらないほどのごみが山積みになっているというケースがあります。

全国清涼飲料連合会の調査では、屋外設置自販機のリサイクルボックス内の異物混入率は31パーセントで、たばこや弁当容器、紙カップ、ビニール傘など様々な物が捨てられているのが現状であります。私が調査したところでは、このほかオムツが捨てられているというケースもありました。

廃棄物処理法上は、こうした異物の処理は本来、国、地方公共団体が行うものである中、現状では、このようなペットボトル以外の異物を飲料メーカーや流通事業者などが自主的に費用・労力等を負担し処理しております。

そこで1点目ですが、こうした自販機リサイクルボックスへの異物混入問題を、どのように認識しておりますでしょうか。異物は一般廃棄物であり、本来は当市に処理する責任があると考えられるものですが、ご見解を伺います。

リサイクルボックスへの異物混入問題の要因として、例えば公共のごみ箱の撤去が進んでいることや、コンビニエンスストアなどがごみ箱を店内に移設していることなどが指摘され、その受け皿としてリサイクルボックスが不適切に使われているとの考えもあります。

いずれにしても、先程申し上げたようにペットボトル以外の異物を、飲料メーカーや流通事業者が自主的に費用・労力等を負担し処理して下さっております。また、業界が自主的に、異物が混入しにくい新しいタイプのリサイクルボックスを試作し試験的に設置するなど、資源リサイクルの円滑化、地域の環境美化のために取り組んでおりますが、業界だけに任せるには限界があるというふうに考えます。

そこで2点目ですが、市として業界と連携し、異物混入の調査を含めた実態の把握、回収ボックスの適切な設置、官民共同の新回収モデル策定等への協議体の立ち上げを提案するものですが、問題解決へのお考えを伺います。

また、ペットボトルについて、その優れたリサイクル率や適切な回収により、資源循環・温暖化防止に貢献できることなど、地域住民へSDGsに即した意識啓発の取り組みも協議体で検討・推進してはいかがでしょうか。ご所見を伺います。

3点目、以上です。

○議長（後藤 健） 3番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 秩父博樹議員の三つ目の発言通告であります自動販売機リサイクルボックスに関する質問につきましては、市民部長に答弁させますのでよろしくお願いいたします。

○議長（後藤 健） 和田市民部長。

○市民部長（和田義基） 質問の、自動販売機リサイクルボックスの異物混入低減の取り組みについてお答え申し上げます。

はじめに、リサイクルボックスは、自動販売機を設置している事業者等が飲み終えた飲料容器を回収してリサイクルすることを目的として設置したものであり、事業系一般廃棄物に分類されるものと認識しております。

原則として、混入された異物につきましても、リサイクルボックス及び自動販売機を設置管理している事業者には処理責任が生じるものですが、空き容器以外の廃棄物が大量に捨てられた場合などにつきましては、不法投棄に該当する可能性もあります。不法投棄は、設置事業者には負担がかかるばかりではなく、周辺住民への影響も考えられることから、市も積極的に周知・啓発するなど不法投棄防止に取り組んでまいります。

次に、自販機リサイクルボックスの実態把握などに係る協議体の立ち上げについてであります。

市では、家庭ごみの計画収集の中で、びん・缶、ペットボトルの分別収集を行ってお

りますが、屋外施設へのリサイクルボックスの設置や拠点回収につきましては、家庭ごみの不法投棄場所になることも予想され、管理上の問題もあることから、現在は行っておりません。そのため、まずは、関係事業者等への聞き取り調査をするとともに、販売した飲料容器の空き容器回収のために設置されていることの周知・啓発を徹底するなど、異物の混入やボックス周辺の不法投棄防止のため、事業者と連携し取り組んでまいります。

また、協議体の設置につきましては、設置者などの意向や意見を求めるため、廃棄物の減量・再生利用について審議する市の諮問機関であります廃棄物減量等推進審議会の委員として関係事業者等を委嘱することも有用であると考えております。

いずれにいたしましても、資源物のリサイクル利用につきましては、SDGsの理念の一つである「つくる責任 つかう責任」に当たりますので、市民・事業者それぞれが廃棄物に対する責任を持ち、分別マナーが守られるような意識啓発により、温暖化防止、環境保全の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（後藤 健） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、6番。

○6番（秩父博樹） ありがとうございます。今、聞き取るように頑張って努めたんですけど、もし間違っただけで把握していただえずみません。

今の市民部長の答弁ですと、リサイクルボックスに捨てられた異物に関しては、業界が設置しているリサイクルボックスであるということから、原則としては業界の責務がある。しかし、不法投棄とも考えられるという、そういうふうな答弁だったのかなというふうな受け止めたところですけど、間違っただけでありませんかね。大丈夫ですかね。これに関しては、非常にそういう今あったその両側面があるのかなって、非常にデリケートな部分でもあるのかなというふうな考えたところなんです。自分自身もこれ調べたんですけど、実はこれ、去年の5月の、これ衆議院の環境委員会でですけど、うちの公明党の斎藤鉄夫、当時副代表で、今、国交大臣ですけど、そのなる前ですけど、去年の5月、小泉環境大臣に質問している中で、同じこのリサイクルボックスについての問題でしたけど「意欲的に取り組んでいる事業者と、また最近、自治体の中でも問題意識を持つところが出てきましたから、こういったところをしっかりと後押しして、今回の新法をきっかけ

に、よりリサイクルが進んでいくようにしていきたいと思います。」と、こういう答弁になっていまして、参考人で答えられた環境再生資源循環局次長、松沢さんですね、この方の答弁では「自販機を設置している事業者の方だけではなく、私ども行政も協力して問題解決できるようにするべきだろうと思います。」って、こういう答弁になっていきますので、なので、業界にはこれ、任せることできないっていうそういう答弁だと思います。自治体も一緒に、やっぱり取り組んでいくべきものだというふうに思いますので、ですので、さっき市民部長からいただいた答弁の不法投棄とも考えられるっていう、この部分のことなのかなというふうに思いますので、協議体の立ち上げて、今、まずその前に先程ありましたように実態の把握が最初なのかなと思いますので、まずはそこを行っていただければというふうに思います。私自身、市内全部調査したわけではないんですけど、一部知り合いで設置している自販機のところをランダムに調査させていただいた中でも、まず不法投棄のないところなかったもので、そういう状況でしたので、多分全部調査するとかなりの数、出てくるのかなというふうに思ったところですので、是非その辺の実態の把握、また、その業界との連携の可能性、今後の在り方等について、今後よくよく協議して進めていただければと思いますので、その点お願いして質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

○議長（後藤 健） これにて6番秩父博樹君の質問を終わります。

【6番 秩父博樹議員 降壇】

○議長（後藤 健） 次に、11番橋本琢史君。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、11番。

【11番 橋本琢史議員 登壇】

○議長（後藤 健） 1番の項目について質問を許します。

○11番（橋本琢史） おはようございます。新政会の橋本琢史です。第1回定例会の一般質問におきまして、通告のとおり、一項目質問させていただきますので、市当局の答弁をよろしくお願いいたします。

今年に入り、新型コロナウイルスの感染が広がり、第6波の主流となっているオミクロン株の感染スピードに脅威を感じているところです。

幸いにも重症化率は低いわけですが、感染力の強さで若年層を中心にクラスターが発

生しており、学校・学年閉鎖や市施設の使用中止を余儀なくされております。

新型コロナウイルスにより、市民の生活スタイルや勤務形態など、様々な面に大きな影響を及ぼし、変化しております。人流抑制により、飲食店や商業施設等での売り上げの減少により、経済効果は大きく落ち込んでおります。

そのような影響は、多種多業種にわたっており、大仙市の基幹産業である農業についても同じであります。外食産業をはじめとした消費の低迷により、大量な米の過剰在庫を抱え、令和3年産米の農家への仮渡し金が前年度から2千円下落の1万50円となり、2年連続の米価下落であり、農家所得の大幅な減収を招いております。再生産ぎりぎりの金額であり、次期作に向け、農家の方々の不安等は計り知れないものがあります。

議会として、県内でいち早く国等をはじめとした各関係機関へ要望書を提出したわけではありますが、大仙市では生産意欲が衰退しないよう、主食用米次期作支援事業として10アール当たり3千円、給付額として2億7,628万3千円を12月補正予算として議決いたしました。1月末現在で2億7,270万6千円、率にして98.7パーセントの給付となっております。

この事業を県内でいち早く公表したことにより、他市町村へも大きな影響を示し、また、農家の生産意欲の維持につながったことに感謝申し上げます。

しかし、新型コロナウイルスの収束も不透明であり、今後の農業について不安を拭えないのが現状であります。小規模経営では、収益確保が難しく、今後なお大規模農家、または農事組合法人への経営面積の集積が進むことでしょう。経営規模が拡大することにより労力の軽減、作業効率の向上を図るため、様々な取り組みが行われていきます。また、地域の農地を守るため必死に取り組んでおりますが、農業において後継者の確保・育成が最重要課題となっております。農地を守るためや後継者確保のため、農事組合法人等を設立し、地域一丸となって取り組んでおりますが、近年の米価下落や後継者不足の解決には至っておらず、経営が行き詰まっております。

県内初であります行政区域を越えた農事組合法人本郷農園と農事組合法人ニューファーム千畑の合併は、現在抱えている諸問題を解決するものであり、今後もこのような合併は進むことでしょう。県も地域の農地を守る有効な手段として、今後も広めていく方向です。

しかし、後継者の確保について解決したわけではありません。県でも様々な対策を講じており、大仙市では第4次大仙市農業振興計画に基づき、持続可能な強い大仙農業の

確立を目指すため、新規就農者育成対策事業や農業と食活性化推進事業などを取り組みとして掲げておりますが、後継者不足の解消には至らないと思います。若者が農業分野へ興味を持ち、取り組もうとするためには「かっこいい」「おもしろい」といった魅力ある農業ではないでしょうか。農業環境づくりといったインフラ整備や現在も行われている基盤整備もその一つであります。国や県でも加速化させようとしているスマート農業が今後の農業を成長させることになるでしょう。県内でも様々な分野で実証を行っておりますが、本格的な普及までには進んでおりません。

稲作分野でも主要農機具であるトラクター、コンバイン、田植え機など農業機械も実用化されておりますが、導入するに当たり負担が大きく、ハードルは高いものとなっております。令和3年2月18日に改定された「農林水産省のスマート農業の展開について」の中に、スマート農業に適した農業・農村整備を展開する旨が記載されております。その中には、自動走行に適した農地の大区画化、衛星測位データを補整する基地局の整備、傾斜地の多い中山間地域での勾配修正などです。

しかし、先程も言いましたけれども、導入するに当たり負担が大きく、ハードルを上げている一つ目として基地局の設置であります。基地局整備については、従来の人工衛星、GPSを活用できますけれども、自動操舵トラクターを走らせると30センチ程度の誤差が生じます。基地局を設置し、そこから修正情報を送信することにより、2センチから3センチの誤差となり、精度の高い作業が行われることにより作業時間の短縮や収穫までの一貫管理が容易になります。特に畑作物では、機械化による防除、中耕、培土、収穫まで適切な管理ができ、労力の軽減も大きく期待できるそうです。基地局を中心にカバーできますので、ドローンによる防除や水管理システムなど様々な展開も期待できます。基地局には、地上に設置した基準局から補整信号を無線で配信・受信するRTK-GNSS方式と国土地理院が設置した電子基準電網から生成される位置補整情報をスマートフォン等を使用したインターネット回線を通じて受信するVRS方式、またはRRS方式とがありますが、広域で位置補整情報の利用を図れることができるRTK-GNSS方式が採用されることが多いようです。

二つ目の要因としては、農業ロボットや自動操舵農業機械が高額であるということですので。農業機械の更新時に従来の機械か、それともスマート農業機械にするか悩みますが、環境が整備されてない上、米価下落による農業所得への増収が見えず、コストを抑えざるを得ない状況もあります。農業者で基地局を設置するには予算的に大きな負担であり、

また、高額なため、農業機械の購入意欲の低下を招いており、スマート農業が普及しない要因となっております。

そこでお伺いいたしますけれども、今後は個人経営から法人経営等へ移行するなど、経営面積の拡大に伴い、スマート農業は農業成長に欠かせない戦略であり、加速させなければいけません。基地局設置のインフラ整備を行政で支援し、また、農業ロボットや農機具購入の農業者負担を軽くさせることにより、ハードルを下げ、スマート農業に取り組みやすい環境を作ってみてはいかがでしょうか。インフラ整備をしっかりと行うことにより、若者のみならず、女性や農業経験が浅い方々が農業に対し興味を持ち、スマート農業へスムーズに取り組める最大のメリットも生まれますので、大仙市としてのスマート農業の展開及び支援策、また、農業振興計画をお伺いいたしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（後藤 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 橋本琢史議員の質問にお答え申し上げます。

はじめに、スマート農業の普及に向けたインフラ整備への支援についてであります。

スマート農業の普及に当たっては、議員ご指摘のとおり、GPS等衛星測位システムの位置情報を補正するRTK基地局の設置やインターネット回線を活用する方法など、複数の規格・方式がありますが、それぞれ設置費用やランニングコストの面で相違があり、統一的な方向性はまだ確立されていない状況となっております。

また、国におきましては、令和5年度を目途に、準天頂衛星「みちびき」を7機体制とする計画があり、運用された場合、基地局を要しないことも想定されております。

本市におけるスマート農業の推進の取り組みといたしましては、県が進める「秋田版スマート農業モデル創出事業」と連携し、令和4年度は、ドローンを活用した水稻の超省力作業体系について、令和5年度からは、ヒートポンプを活用したトマト栽培の周年化の実証等を計画しております。

また、農業農村の情報通信環境のインフラ整備につきましては、秋田県仙北平野土地改良区が実施主体となり、今月中に関係機関とともに協議会の設立を予定しております。この協議会は、水管理の省力化・高度化に加え、防災機能の強化、スマート農業への活用などについて検討するもので、市といたしましては、この協議会に参画し、技術実証や他の先行事例を参照しながら通信環境の整備について検討してまいります。

次に、農業ロボットや自動操舵農機具購入への支援についてであります。国では、スマート農業の実証・分析とともに、初期導入コストを低減するため、様々な補助事業を進めております。また、県では令和2年度、3年度において、水稻30ヘクタール以上の認定農業者を対象に、スマート農業機械や低コスト技術の導入を支援しております。

こうした補助事業を活用し、令和3年12月末現在の本市におけるスマート農業に対応した機械の導入状況は、直進機能付き田植機が99台、直進機能付きトラクターが15台、無人トラクターが2台、農業用ドローンが97台等となっております。

市といたしましては、引き続き、国・県事業の活用に加え、新たに市独自の支援策も準備しながら、若者が農業に興味を持ち、栽培技術の継承や作業負担の軽減が図られるようスマート農業を推進してまいります。

**【老松市長 降壇】**

○議長（後藤 健） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、橋本議員。

○11番（橋本琢史） ご答弁ありがとうございました。今、市長の方からもありましたとおり、私も調べた中では、まず来年度ですか、「みちびき」がもう3台上がるということで、7台体制となることは予想されておりますけれども、それがいつ供用開始なのかというのがまだ不透明であるという部分が私の中ではちょっと引っ掛かっている部分でありますので、やはりここ数年で加速させるためには、やはり行政の支援が必要なのかなと思っております。

まず、その準天頂衛星システム「みちびき」がまず利用可能となれば、まず早期に実用に向けて取り組んでいけますけれども、やはりそこは先程も言いましたとおり、何年後に活用できるのかという部分を協議しながら進めていただければと思います。

あともう一つ、スマート農業機械の導入の補助でありますけれども、県単事業で2分の1の補助があるということでありましたけれども、ただ、その中で面積要件が30ヘクタール以上ということでありますと、やはり大規模農家、または法人格が主体となって対象となるということでありますので、やはり個人でやっている方でも、なかなかやはり30ヘクタールはないと思いますけれども、やはりスマート農業に興味を持っている若者はたくさんいます。先程も台数を確認をいたしましたけれども、まだまだ台数が普及されていないのかなと正直思いました。ということもありますので、やはりそこ

の面積要件を若干下げていただくという形で、市独自で支援できないのかなという部分と、あと、今、既存のトラクターでもモニターと受信機とハンドルを取り付けることにより、自動操舵トラクターに変身するということも可能であります。ですので、新規に高額な機械を買わなくても、そういう部分を付属させることで対応もできますので、そちらの方の支援策もお願いできないものかということで、ちょっとお伺いをしていきたいと思っておりますけれども、ただ、県内でも行政が先導して支援を行っているというのはないと思っております。ですので、基幹産業が農業である大仙市が全県の実証となるよう、取り組みをお願いしたいと思います。実証を進めることにより、マスコミやSNSを通じて、全国各地へ発信できますし、農業に興味を持ち、移住・定住も期待できるのかなと思っております。

秋田県のスマート農業は、やはり大仙市がけん引するという大きな強い行政手腕を市長に期待しておりますので、その補助の支援等についてご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 橋本議員の再質問にお答え申し上げたいと思っております。

先程質問の中で、いろいろな今の現状、農業の情勢についての現状をいろいろ説明があつて、課題といいますか、ありまして、そうしたものを解決するために、このスマート農業は必ずといいますかね、目的としてはそれに役立つものだというふうに思っておりますので、まずは大仙市スマート農業、全面的に進めてまいりたいというふうに考えているところです。

ただ、今、市の単独支援も今、準備をさせていただいておりますが、先程ご指摘ありました面積要件について、30町歩という面積要件についてはちょっと検討まだしておりませんでしたけれども、ご指摘ありましたように通信方式変更に伴う今現在の農機具にそうした受信機を取り付けたり何だりするというのは、当然今、検討をさせていただいているところであります。今、「みちびき」が7基になった場合ですね、またいろいろな受信のやり方が変わるということも想定されるわけですが、そうした情勢の変化に対応したような補助制度にしていきたいというふうに考えておりますので、いずれこれから、煮詰まってきたところですが、早めに4年度の事業の取り組みに対してですね、支援できるように、補助制度の中身をですね、まとめていきたいというふうに思っております。

いろいろな金額の大小もあるようではございますけれども、どの程度まで市の財政的な面から支援できるか、今、農業と食ということで活性化基本構想も進めている最中でありまして、何とか農家の皆さんのリスクを少しでも軽減できるような、そうした補助制度にしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（後藤 健） 再々質問ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） これにて11番橋本琢史君の質問を終わります。

【11番 橋本琢史議員 降壇】

○議長（後藤 健） 一般質問の途中ではありますが、この際、暫時休憩いたします。午前11時5分に再開いたします。

午前10時55分 休 憩

.....  
午前11時05分 再 開

○議長（後藤 健） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、20番渡邊秀俊君。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、20番。

【20番 渡邊秀俊議員 登壇】

○議長（後藤 健） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○20番（渡邊秀俊） 一般質問をいたします。

はじめに、財産区基金の運用について伺います。

第2次大戦後、市町村へ消防、警察、中学校の設置や保健衛生、社会福祉の事務が移行されました。これによって昭和の大合併が推進され、人口8千人規模に再編するとして、9,800余りあった市町村が3,400余りに、そしてまた、先の平成の合併によって1,700余りの市町村に再編され、今日に至っております。

財産区は、昭和の合併で財産を吸収されることに抵抗した旧町・村の説得のため、旧町・村単位で財産区の設置を認め、今に至っている特別地方公共団体です。全国に約4千の財産区があり、その多くは関西地区に存しているとのこと。中には17億円の基金を有し、土地の貸付料で小学校、中学校、婦人会や老人クラブ、敬老会や消防団への助成、施設の整備に年間1億円の予算を投じている、そういった財産区もあるとのこと。

現在、当市においても協和地域に四つ、大曲地域に三つ、合わせて七つの財産区が設置され、それぞれ財産区管理会、財産区議会によって運営されております。また、過去には西仙北大沢郷地区にもあったと記憶しております。

財産区の権限は、所有する財産または公の施設の管理及び処分、廃止に限られておるとし、財産区の自治会等への補助金の支出や地元の学校等への施設整備に直接支払うことができないことから、財産区がその経費を繰り出し金として市の一般会計に繰り出し、市の事業として行っております。

地方自治法の中の財産区については、財産区がその財産または公の施設の管理及び処分または廃止については、その住民福祉を増進するとともに、財産区のある市町村との一体性を損なわないように努めなければならないとあります。一体性を重視する大変厳しい制約があります。

一方、住民の生活環境の維持・改善、教育及び文化の振興に資する事業を実施する場合、財産区管理会、財産区議会の同意を得られれば基金を活用することができると思います。

昭和の合併時の人口も経済も右肩上がりのときと比べ、段々と人が少なくなり、集落の維持、存続に不安を来している現状を鑑みるに、地域の活性化を図るために基金のもう少し柔軟な運用を図るときではないかと考えます。当局の見解を伺います。

○議長（後藤 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 渡邊秀俊議員の一つ目の発言通告であります財産区基金に関する質問につきましては、総務部長に答弁させますのでよろしくお願いいたします。

○議長（後藤 健） 舛谷総務部長。

○総務部長（舛谷祐幸） 渡邊秀俊議員のご質問にお答え申し上げます。

ご質問の、財産区基金の運用についてであります。財産区は設立から現在に至るまで、長年にわたり地域財産の管理を行っており、その適切な運営により地域住民の福祉向上に貢献してまいりました。

一方で、議員の今のご発言にもありましたとおり、地方自治法においては、市町村との一体性を損なわないよう努めなければならないとあります。

こうした中、財産区基金の運用につきましては、財産等の管理に充てることを基本としつつ、これまでも市の事務事業との一体性に配慮しながら、財産区からの申し出により、地域活動団体への支援や被災した地元会館の建て替えの経費の一部に充てるなど、

柔軟な対応をとってきたところでもあります。

基金の運用につきましては、財産区が市町村とは別法人格の特別地方公共団体として独自の性格を有することなどを踏まえ、市が自ら主体となつて方針を示すべきものではありませんけれども、財産区からの要望がありました場合には、市の事務事業との調整を図りながら、今後も柔軟な運用に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 次に、2番の項目について質問を許します。

○20番（渡邊秀俊） 二つ目は、学校生活の支援事業についてであります。

全国学力テストが行われるようになった平成19年から、秋田県の小学生、中学生は常に上位に位置し、体力テストにおいても同様にトップクラスをずっと維持しております。これは教育関係者の努力はもちろん、地域に住む我々にとっても大きな自信と誇りになっております。

その中で気になったのは、学校生活支援事業についてであります。これは小・中学校において学校生活を送る上で様々な配慮が必要な児童・生徒に支援員を配置し、発達障がい等による個人をそれぞれにきめ細やかな支援を要する事業ということであります。

令和元年度、児童・生徒数が5,222人、支援を要する児童・生徒数が445人、全体の8.5パーセントであります。令和2年度は5,096人に対して454人、令和3年度は4,999人に477人、そして令和4年度は児童・生徒数4,889人に対して支援を要する児童・生徒数が544人、11パーセント、10人に1人が支援を要するとなっております。

児童・生徒数が毎年100人前後少なくなっていく中で支援を必要とする児童・生徒数は、逆に毎年多くなっており、今や10人に1人が発達障がい等により個人に応じた支援を要する事態、これで本当に大丈夫なのか。我が秋田の子どもたちは、知力・体力ずっと全国トップクラスであるという我々の自信と誇りが揺らぎつつあります。支援を必要とする児童・生徒が増え始めたのはいつ頃からなのか、これは大仙市だけの現象なのか、そして、増え始めたのは何らかの原因があつてのことか、解決策・対応策について、現状の支援員の体制を整えることしかないのか、ほかに何か有効な対策を考えているのか伺います。

○議長（後藤 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。伊藤教育長。

【伊藤教育長 登壇】

○教育長（伊藤雅己） 質問の「学校生活支援事業」についてお答え申し上げます。

市教育委員会では、支援を要する児童生徒数について、特別支援学級在籍児童生徒数、通常の学級において個別の支援計画を作成している児童生徒数、小学校入学児童のうち教育支援委員会の専門検査員が各園を訪問し、支援が必要になると判断した児童数、就学時健診時に支援が必要と判断した児童数を合計し、把握しております。

対象児童生徒数が増加した時期をはっきり申し上げることは難しいのですが、ここ10年間の推移を見ましても、議員ご指摘のとおり、年々増加傾向にあります。

一方、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒数について、文部科学省による全国的な実態調査は平成24年度以降に行われていないため、全国の正確な状況は分かりませんが、全国的にも増加傾向であると捉えています。

その要因は、子どもたちの生活経験の変化など様々な要因が複雑に影響しているものと考えておりますが、一番の要因は、子どもの発達の課題に対する、園や学校、保護者の理解が進んでいることが挙げられます。

例えば、子ども支援課配置の教育・保育アドバイザーが様々な形で園と関わり、子どもの実態把握や保育の充実に関する指導を行っており、園全体の特別支援教育への理解が深まっております。また、保護者や教職員が各種チェックリストを用いるなどして子どもの特性を確認し、気になる点について気兼ねなく相談できる体制が整えられております。来年度からは市の乳幼児健康診査に「5歳児相談会」が追加され、就学に向けた相談に応じる機会が整います。

一方、小・中学校には特別支援教育コーディネーターと呼ばれる教職員を位置付け、全校体制での研修や支援の充実が図られております。

解決策については、子どもたちの特性を早期に把握し、早い段階から適切な支援をすることが、発達段階に応じて落ち着いた学校生活を送ることにつながり、一人一人の健やかな成長につながると考えております。そのために学校生活支援員の配置はもとより、県と市が共催する相談会の実施、特別支援学校等との連携、園と小学校との円滑な接続のためのスタートカリキュラムと呼ばれる教育プログラムの整備、ユニバーサルデザインの視点を生かした教育活動の充実、特別支援教育コーディネーターの養成、県や市に配置の特別支援教育アドバイザーの活用などの取り組みを行っております。

引き続き、特別支援教育の体制整備を進め、子どもたちの将来の自立に向けた支援の充実に努めてまいります。

【伊藤教育長 降壇】

○議長（後藤 健） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、渡邊議員。

○20番（渡邊秀俊） ありがとうございます。増えている要因として、今まで気付かなかった点をしっかり気付くようになったということですが、その結果、人数が増えたと、それにしっかり対処しているということでしたけれども、聞きたいのは、その結果、総体的に毎年、毎年、総合力が良くなっているのか、それとも落ちているのか、その点を確認したいと思います。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。伊藤教育長。

○教育長（伊藤雅己） 渡邊秀俊議員の再質問にお答え申し上げます。

まず、支援員の配置も含めましてですけれども、先程申し上げましたように、入学時、あるいは低学年の頃への支援を大変手厚くしております。その結果、やはり1年生であったり、小学校ですね、小学校の1年生であったり2年生の時には、やや落ち着かない状況等も見られる場合ももちろんありますけれども、3年、4年、5年、6年と学年が上がるにつれて、学校全体、そして子どもたち一人一人も落ち着きを取り戻して、しっかり学習ですとか教育活動に向かえるように子どもたちは成長しているというふうに分けております。

当然、学校の教員も、それから学校体制としても、そういった一人一人にきめ細やかな対応をして、小学校を卒業する頃には、しっかりと成長した姿が見られる、そういうことを目標に頑張っておりますので、そういう意味では非常に何ていいますかね、望ましい方向へというふうに向いているというふうと考えております。

以上です。

○議長（後藤 健） 再々質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、渡邊議員。

○20番（渡邊秀俊） 数字を見れば大変不安が増すような数字になっておりますけれども、教育長の発言で、早期発見でしっかり解消して、最終的には毎年上昇になっている

と、そういう解釈でよろしいと思いますので、これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（後藤 健） これにて20番渡邊秀俊君の質問を終わります。

【20番 渡邊秀俊議員 降壇】

○議長（後藤 健） 次に、12番小笠原昌作君。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、12番。

【12番 小笠原昌作議員 登壇】

○議長（後藤 健） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○12番（小笠原昌作） 新政会の小笠原昌作です。通告に従いまして質問いたします。

先の市長の市政報告において、今年の秋田県種苗交換会が10月29日から11月4日までの1週間にわたって本市で開催することになり、秋田県農協中央会や秋田おぼこ農業協同組合、商工団体などと連携を図りながら、協賛会の設置や独自イベントなどの準備を進めているとありました。

文字通り種苗交換会は、明治11年創設以来、歴史と風土に培われた本県の一大行事として、また、全国的にも有数の農業の祭典として、これまで144年間にわたり連綿として今日に至っております。

本市においては合併後初めての開催ですが、旧大曲市時代からすると18年ぶり聞いております。かつては、大曲での開催は全県一の規模であり、県内はもちろん県外からも多くの人々が足を運んで盛り上がっていました。これまでの統計を見ますと天候に左右されつつも、開催期間の人出は平均で全県トップでありました。それだけ秋田県における基幹産業である大曲・仙北農業への位置付けと期待は高く、常に揺るぎなく秋田県農業の先端を歩んでいました。

今日の農業は米価が下落し、決して安易なものではないが、農業者の所得拡大と多種多様の新しいスマート農業への取り組みなど、農業生産の拡大をはじめ各地域の創意工夫により、秋田県農業総力を挙げて取り組みを実践しております。

しかし、生産者の高齢化や人口減少が加速し、集落維持も厳しい状況を迎えております。地域農業の担い手、労働力確保対策をさらに充実し、家族農業をしっかりと支えながらも活性化に向けて課題を乗り越えてほしいものです。

こうした中で種苗交換会の開催が本市で行われることは、秋田県農業、ひいては地域

経済のさらなる発展につながることは大変意義が深く、大いに期待したいものです。

文字通り本市は豊かな自然と健康田園都市が調和され、世界に響く花火はもちろん、市内観光を楽しみながら温泉やおいしい日本酒、食の味、芸術文化など、郷土の玉手箱にはたくさんの歓迎のおもてなしがあります。特に秋の交換会開催の頃は、山々が色づき、新米「サキホコレ」が食べ頃であります。この長かったコロナ禍から脱却し、県内外から訪れる参観者に堪能していただき、明るい大仙市自体のにぎわいづくりにつながることと、未来へさらに希望の持てる地域農業活性化にまい進することを願いたいものです。

繰り返しますが、コロナ禍からいち早く力強い復興を期待し、この機会を通じて農工商、市民、各種団体が一体となり、大いに地域住民が躍動し、大仙市が光輝いてほしいものです。

そこで、今年最大のイベント、第145回秋田県種苗交換会協賛会長老松市長に、このたびの種苗交換会の開催に当たっての意気込みと目玉、そして、どのようにこれからアピールしていくかお聞かせ願います。

○議長（後藤 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。佐藤副市長。

【佐藤副市長 登壇】

○副市長（佐藤芳彦） 小笠原昌作議員のご質問にお答えを申し上げます。

ご質問の第145回秋田県種苗交換会の開催についてでございますが、長い歴史と伝統を誇る「秋田県種苗交換会」が大仙市で初めて開催されるに当たり、本市の魅力ある地域資源を広く発信できる絶好の機会と捉えているところであります。

農業分野のみならず商工・観光・文化等の各分野が一体となり、主催者でありますJA秋田中央会と連携を図りながら、来月早々に協賛会を設立し、JA秋田おぼこや商工団体などと協力して協賛事業を推進してまいります。

協賛事業の内容につきましては、他市で行われている従来の事業に加えまして、大仙市の重点施策であります地方創生第二の矢である「農業と食に関する活性化基本構想」の取り組みや成果のほか、6次産業化などに関連したフォーラムの開催、市内各地域の農産物や加工品の魅力紹介などを中心とした独自の企画を検討しているところでございます。

また、中心市街地のにぎわいの創出に向けたイベントなどの開催につきましても、構成団体の皆様と協議を重ねながら進めてまいりたいと考えております。

情報の発信に当たりましては、これまでのポスターやチラシによる県内外への周知のほか、フェイスブックやツイッターなどのSNS、テレビやFMはなび、新聞などの様々なメディアを活用するメディアミックスにより、あらゆる世代に伝える工夫を図りまして、多くの皆様の誘客に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

【佐藤副市長 降壇】

○議長（後藤 健） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、12番。

○12番（小笠原昌作） どうもありがとうございました。何はともあれ、とにかくこのコロナが収束しなければいけませんですけども、花火、それから500歳野球、今年は是非是非全てのものが開催されますことを祈っていますが、この種苗交換会も大変な苦労される一大行事であります。農協、または商工団体といろいろな協力しながら、何とかひとつ、9年に一度の種苗交換会ですので、大仙市もろ手を挙げて盛り上げていただければ大変ありがたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。佐藤副市長。

○副市長（佐藤芳彦） 議員の再質問にお答え申し上げます。

ただいま議員からもお話がありましたとおり、大曲での開催は全県でも観客の人数がかなり多い、秋田市と大曲の開催がこれまでは一番多かったというふうに私も記憶しておりますし、そういった意味からしても、大仙市の地域の魅力を発信する絶好の機会だというふうに捉えておりますので、今の議員のご提案も含めまして協賛事業をしっかりと準備して整えてやっていきたいと思っておりますので、議員の皆様からもよろしくご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長（後藤 健） 再々質問ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 次に、2番の項目について質問を許します。

○12番（小笠原昌作） 次に、若者の地元定着促進について質問いたします。

以前も申し上げていましたけれども、県が先に県民意識調査したところで、県民の満足度が最低だったのが「若者にとって魅力的な働く場の確保」とありました。当面、今

年、大仙市内の地元高校の卒業生の地元就職の状況をどう把握しているか、分かっている範囲内で教えていただければありがたいです。

ほかにも、企業誘致や地域経済など、産業振興などの物足りないところがあるなど不安な声が聞かされますが、全国で最も人口減少している本県にとって大切なことでもあります。

最近、若者たちの声を聞く機会がありましたので、2、3紹介いたします。「卒業したら秋田に帰って就職したい。秋田は観光も素晴らしいし、食べ物も多いし、特に大仙市は何よりも人間関係と自然環境がよい」という声から始まりまして、いろいろな待遇の問題、住宅環境などありますが、結構どこへ行っても大仙市は住みやすいところではないかという声がありました。新幹線はじめ交通体制もいいし、ある医療関係者からは、大曲の花火や近くにゴルフ場があるから最高の環境ですという声もありました。それによって医師充足がなされたという声もあります。

中には厳しい声もあります。出産後に職場復帰をしたら出産前の雇用体制と変わってしまい、暮らしに困っている人もいました。農業だけでは生活できないので、兼業農家をもっと大切にしてほしい。Aターンをしたいと思っても、なかなか働く職場がない。家族みんなで郷土に帰っても、大曲駅周辺には公園もない、遊園地もない、子どもたちがのびのびと遊ぶ場所がない。保育士、介護施設など働く人の給料が、ほかの同様の施設と比べてあまりにも安すぎる。介護職の残業があまりにも多く、このコロナ禍のときに、もっと余裕の持てる安心・安全で働きやすくしてほしい。

農村部は、年々人口が減り、子どもたち同年代の友達が少なく、本当にかわいそうだ。少子化対策をもっと具体化し、生む環境、育てる環境を作してほしい。

大仙市は美術館や音楽館など若者の交流の場が少なく、是非設けてほしい。

魅力ある商工業の活性化に本腰を入れてほしいなどなど、わずか一握りの地域の声でしたが、大変参考になりました。

こうした中で、本市にとってもっと現状を把握し、肩に力を入れないで若者と触れ合う環境づくりが必要ではないかと思っております。しっかりとしたメリハリのある若者の地元定着促進をどのように行われ、成果はどれほど実を結んでいるのかお伺いいたします。

○議長（後藤 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 小笠原昌作議員の二つ目の発言通告であります若者の地元定着に関

する質問につきましては、経済産業部長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤 健） 富樫経済産業部長。

○経済産業部長（富樫真司） 質問の若者の地元定着促進についてお答えを申し上げます。

ハローワーク大曲が発表しました令和4年3月の新規高校卒業者職業紹介状況によりますと、管内における就職内定状況につきましては、卒業者831人のうち就職希望者が242人であり、1月末時点で95.5パーセントに当たる231人が内定してございます。そのうち、県内就職内定者数は185人を占め、県内就職率は80.1パーセントとなっており、県平均の79.7パーセントを0.4ポイント上回っている状況にございます。

また、県内の新規高校卒業者の3年後離職率につきましては、令和3年3月末時点で31.8パーセントとなっており、3年前と比較いたしますと2.6ポイント減少と改善傾向が見られてございます。

市では地元企業への就職を促進するため、地元経済団体への早期求人票の提出要請や高校生を対象とした企業説明会のほか、公益財団法人秋田ふるさと定住機構あきた就職活動支援センターとの共催による職場定着セミナーを開催しており、県内就職希望率の増加や離職率の低下は、これまでの取り組みが功を奏したものと受け止めておるところでございます。

今後も、若者の地元定着促進を図るため、これまでの取り組みに加え、若者のニーズに応じたきめ細やかな支援に努め、人口減少の抑制につなげてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（後藤 健） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい。

○12番（小笠原昌作） どうもありがとうございました。高校卒業者は大分順調にきていることに安心いたしました。

昨年、県内外の学生にコロナのときにですけれども、学生支援給付金を支給いたしました。いろんな方々から喜び、そして良かったなという声が聞かれました。こういう面で、今後ですね、そういう、今回は大学生の数字は無理だから言わなかったけれども、郷土に定着できるような対策をどのように進めているのかお聞きしたいことと、若者の

地元定着は大仙市の婚活はもちろん、人口増にも大きく影響があります。本市の発展は若者へより良い環境をつくることでもありますけれども、そういう環境づくり、そういうものについても具体的な取り組みをお聞きいたします。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。富樫経済産業部長。

○経済産業部長（富樫真司） 小笠原議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目の若者が郷土に定着するような取り組みを、どのようなことを行っているのかというようなことかと思えます。

まずは、先程、小笠原議員の方からご説明がありました昨年度の学生に向けてのふるさと応援というようにございまして、一応、一緒にアンケート調査の方も行っておきまして、どういった大仙市の情報が必要なのかどうかというようなところも押さえておきまして、もしもよろしければそういった連絡先のメールアドレスを教えてくださいというようなことで、大仙市のLINEだとかフェイスブックだとかインスタグラムといったような、いわゆるSNSのアドレスの紹介等々を行いながら、大仙市の情報をきめ細やかに、こちらから発信するというよりも、情報を取得していただけるような、そういうような仕組みづくりも行っているところでございます。

また、市政評価でありましたら、そういったところでのアンケート調査というふうなことも行いながら、若者のニーズといいますか要望、そういったところをつかまえるというような、そういうような手立てをしているところでございます。

それともう一点でございますが、そういった若者の声を聞く場の創出といいますか、そういったところを行っているかというようなご質問かと思えますけれども、そちらの方につきましては、今年度の例えば事業の中でございまして、若者チャレンジ応援プロジェクト事業という、そういった事業がございまして、こちらの方は夢や希望に向かってチャレンジする若者を後押しするというような事業でありまして、例えば創業希望者の窓口としまして、だいせんLaboというものを設置いたしまして、その中でいわゆる知識だとかお金だとか場所だとか人だとかと、そういったところを集うような、そういった仕組みを作りまして、その中でチャレンジする若者たち、そういった方々が新たな分野に挑戦できるというような、そういった場の創出といいますか、そういったところも考えているところでございます。

小笠原議員が発言されますとおり、大変この若者の定着というふうなことは、いろんなところに波及しているところだとは思っております。ですので、また、経済産業部だ

けにとどまることなく、例えば子育てでありましたり、もちろん就業というところもあります。雇用もあります。そういったところを横断的に、全庁的に協議しながら新たな施策というものを作ってまいりたいと思いますので、今後とも皆様方のお力添えをいただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（後藤 健） 再々質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、12番。

○12番（小笠原昌作） どうもありがとうございました。いろんなアンケート、そういうものを取って、これを是非是非実を結ぶように、各部署、若い人方もたくさんおりますので、いろんな意見を反映しながら、どうかひとつ大仙市、一人でも多く人口が増えますようにお祈りしたいと思います。どうもありがとうございました。

以上です。どうも。

○議長（後藤 健） これにて12番小笠原昌作君の質問を終わります。

【12番 小笠原昌作議員 降壇】

○議長（後藤 健） 一般質問の途中であります。この際、昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午前11時47分 休 憩

午後0時58分 再 開

○議長（後藤 健） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。2番戸嶋貴美子さん。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、2番。

【2番 戸嶋貴美子議員 登壇】

○議長（後藤 健） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○2番（戸嶋貴美子） だいせんの会の戸嶋貴美子でございます。初めての一般質問ですので、行き届かない点があろうかと思いますが、よろしくご答弁くださいますようお願い申し上げます。

通告に従い、質問いたします。

市内の中学校における別室登校に関わる教室運営についてお伺いいたします。

別室登校とは、学校によって名称が変わり、例えば大曲中学校では「青空教室」と呼ばれております。

戦後、不登校児はごく少数でした。現在、全国的に見て不登校児は増え続けており、もはやマイノリティではなくなっております。

ちなみに、秋田県の不登校者数は、令和2年度、小学生278名、中学生777名、合計1,055名となっております。

別室登校とはどういう状況かと申しますと、不登校児とも違います。教育関係者からお伺いしたところ、以前は保健室登校と言い、教室までは事情があっても教室に入れない生徒を指していました。本来、保健室は、けがをした生徒や体調が優れない生徒が行く場所ですが、それ以外の理由と事情で、保健室に登校している生徒を指しています。保健室がいっぱいに入れないといった場合や、近年ではコロナ禍でもあり、別の教室を用意する形となっているようですとの説明でした。

さて、過去、もしくは現在、別室登校をしている生徒の父兄から、多くの現状と課題と思われることのご相談を受けております。

教師の皆さんは、受け持ち教室での授業での教務が主体でありますから、別室登校の生徒には教師からの勉強等の指導をいただく機会も特になく、生徒が好きな自学習しているのが現状のようです。別室登校の生徒は、勉強について行けず、ますます教室へ行きにくい悪循環に陥る場合や学習意欲低下が著しくて大変だというような話も聞いています。特に中学校3年生は、高校受験も控えていて不安が付きまといまいます。

そこでお尋ねいたしますが、教室内での授業はもちろん、法令や基準を満たしているわけですが、この別室登校の生徒は法令や基準では、どのような扱いになるのでしょうか。別室登校の担当者を配置、もしくは兼務されている教師はおられるのでしょうか。

そこで、教育行政で限られた予算と教師、講師の定員数の中で別室登校の生徒に対し、何ができるのか、できないのかをお尋ねをさせていただきます。

1点目として、別室登校の生徒数は、どれくらい生徒が大仙市にはいるのでしょうか。

2点目として、別室登校に関する管理を担当する管理職員を、別室登校の生徒、父兄に明確にさせていただくことは可能でしょうか。

3点目として、兼務でよいと思いますが、担任の教師のほかに別室登校の生徒に、生徒の学力の把握と学習指導の担当をつけていただくことは可能でしょうか。

4点目として、タブレットの活用を別室登校に許可して、利用・活用は可能でしょうか。

以上、ご答弁をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（後藤 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。伊藤教育長。

○教育長（伊藤雅己） 戸嶋貴美子議員の一つ目の発言通告であります別室登校に関する質問につきましては、教育委員会事務局長に答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（後藤 健） 築地教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（築地 高） 戸嶋貴美子議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、別室登校している中学生の学習指導の現状についてであります。別室登校は、法令等の定めはないものの、不登校に限らず、様々な事情により教室で授業を受けることができない生徒が、自分の教室とは別の場所で学校生活を送る方法の一つと捉えております。

各学校が必要に応じて保健室や空き教室などを利用しており、市教育委員会では、学校訪問の際に現状を確認しております。

別室登校の生徒数について、今年度12月の時点で六つの中学校で別室を準備しているとは把握しておりますが、利用する時間や目的が様々であることから、正確な人数の把握は難しい状況にあります。

次に、別室登校の管理については、生徒指導主事や国の児童・生徒支援に係る加配制度により増員された教員が担当する学校が多く、利用している生徒は担当の先生を認識しているものと捉えています。基本的には学級担任等が対応の窓口となりますが、状況に応じて担当教員と保護者が連携することが必要であると考えております。

別室登校の学習指導の担当については、正規の時間割とは別に特別の時間割を作成したり、授業時間を調整したりするなどして配置した教員が対応に当たっております。授業進度に合わせた課題を提示するなど、本来の時間割どおりの学習ができるように努めておりますが、配置された教員の担当教科や個々の生徒の興味・関心等により、様々な学習に取り組むことができるよう配慮しております。

タブレットの活用については、これまで以上に、効果的に学習が進められるようICT環境の整備を進めております。その中で、複数の教室をオンラインでつないだ学習指導等の実践も報告されており、そうした先進事例を各校に紹介しながら、別室登校の生

徒一人一人の学習状況に応じた個別学習が可能となるよう、ICT活用をさらに推進してまいります。

併せて、議員ご指摘のとおり、教員の配置数には限りがあることから、県教育委員会に対して、別室登校をはじめとする学習支援充実のための教員の増員について要望してまいります。

以上でございます。

○議長（後藤 健） 再質問ありませんか。

（「はい、以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 次に、2番の項目について質問を許します。

○2番（戸嶋貴美子） それでは次に、新型コロナウイルスにおける飲食店の支援についてお伺いいたします。

現在、大仙市内は、コロナ禍が拡大し、活気も人流もない状態で、街からは人影もなくなり、一店舗、二店舗、三店舗目と店を閉じている現状です。

県では、飲食券千円を800円で販売を決定しましたが、大仙市では子どもたちへの感染も広がり、せっかくの補助事業ではありますが、飲食店へ行くことが厳しい状態です。

飲食店の事業者は、感染防止策を取っていますが、その資源の多くは日々の売り上げでやりくりして、資金面を含めた経営状態が極めて厳しい状況です。そのような事業者に対し、国・県・大仙市は、これまで「経営維持臨時給付金」「飲食店感染予防対策支援補助金」「大仙エール飯スタートアップ事業」「大仙市得得チケット事業」等の支援を実施してきましたが、軒並みに補助金や給付金の支援が終了したか、終了が目前です。

一方、コロナ禍はまだまだ続きます。第7波が来ないとは誰も言えません。

そこで質問させていただきます。大仙市飲食店等事業継続緊急支援金は、令和4年度、1月31日で終了です。秋田県飲食店感染予防対策支援補助金は、令和4年2月28日で終了しました。大仙市エール飯スタートアップ事業は、令和3年3月1日で終了です。大仙市得得チケット事業は、令和4年1月31日で終了です。

秋田県内では昨日6日、日曜日の新型コロナの新規感染者は157名でした。第7波のコロナが沖縄県に来ているという報道さえありますが、これらの支援事業に代わる支援や支援の復活を検討するお考えはおありなのか、お尋ねいたします。

○議長（後藤 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 質問の飲食店支援についてお答え申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の長引く影響により、大きな打撃を受けている市内飲食店に対し、市ではこれまで、応援給付金、感染予防対策支援及びテナント事業者支援などの事業を講じてまいりました。

昨年末には、「人の流れ」を生み出すことが飲食店への次なる支援と捉え、利用者が飲食店に足を運んでいただくことで売り上げ増加が見込まれる「得得飲食チケット事業」を実施したところであります。市内298店舗から事業に登録いただき、登録飲食店からは、「お客様からの反響が大きく、実施していただけて良かった」「再度実施してほしい」との声をたくさんいただいておりますが、一方では経営状況が依然として厳しいとの声もいただいております。

市では、この事業の実施にあわせて、市内飲食店約400店舗へのアンケート調査を実施しておりますので、その結果を踏まえ、また、国や県の施策に留意しながら、現在支援策を検討しております。

これまで実施した飲食店への応援給付金やコンベンション施設、宴会場施設への運営支援なども参考にしながら検討を進めており、内容が固まり次第、議員の皆様にお示ししたいと考えております。

【老松市長 降壇】

○議長（後藤 健） 再質問ありませんか。

（「はい、ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 次に、3番の項目について質問を許します。

○2番（戸嶋貴美子） 次に、新型コロナウイルスの濃厚接触者の支援についてお伺いたします。

県では、新型コロナウイルスの陽性者には3万円を給付する支援策をとっております。しかしながら、濃厚接触者に対しては、いついつまで自宅で待機してほしいと電話でお願いです。これは口頭での保健所と濃厚接触者との約束であり、何も支援していただけない状態であります。ほぼ同じ時期、待機をお願いされているのに、支援の部分では不公平感があります。

県では、濃厚接触者に対し支援はないのですが、大仙市として何か支援策を検討しているのでしょうか、お伺いたします。

○議長（後藤 健） 3番の項目に対する答弁を求めます。西山副市長。

【西山副市長 登壇】

○副市長（西山光博） 質問の、コロナ濃厚接触者の支援についてお答え申し上げます。

議員のご質問のとおり、秋田県では、今年2月から新型コロナウイルス感染症に罹患<sup>りかん</sup>され、自宅療養と判断された方には、1人当たり3万円を支給する「新型コロナウイルス感染症自宅療養者給付金事業」を開始しております。

この事業は、自宅療養者が医療機関や宿泊療養施設に入っている方と比較し、食事や医療の提供などの支援で差が生じることから実施されており、濃厚接触者は対象とならないものであります。

また、秋田県においては、保健所が陽性の確定や検査の調整、濃厚接触者の特定などを実施しており、市への情報提供はされていないことから、陽性者や濃厚接触者の情報については、市において把握できない状況となっております。

このようなことから、市が濃厚接触者となられた方を平等に支援することは困難であり、独自に支援策を講じることは現状では難しいものと考えております。

以上です。

【西山副市長 降壇】

○議長（後藤 健） 再質問ありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、2番。

○2番（戸嶋貴美子） 管轄が違うということは分かりました。それでは、大仙市が保健所に自宅待機をしたことの証明書を出していただくことを働き掛けることはできないのでしょうか。その証明書があれば、職場に証明書類を提出し、有給休暇に切り替えることもできるかもしれませんし、日給・時給の不定期契約社員でも、少しでも不利益を避けられるかもしれません。

また、期限を区切られた仕事の契約があった場合、納期や進行に影響する場合もあり得ます。仕事の変更、内容の変更を話し合いで客観的にできるかもしれません。市から保健所に対する働き掛けで、いつからいつまで保健所から自宅待機を要請しましたという証明書の発行が実現する働き掛けをお願いできるのでしょうか。

当局におかれましては、このことをご検討いただけるか、ご答弁をお願いいたします。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。西山副市長。

○副市長（西山光博） 戸嶋議員の再質問にお答え申し上げます。

現在、大仙保健所におきましては、感染者の急増により、業務が逼迫<sup>ひっばく</sup>している状況というふうにお聞きしております。感染拡大防止のため、陽性者への対応、濃厚接触者の特定、検査の業務に全力で当たっているということで伺っております。

こうした状況であることから、本市を含む管内2市1町ですね、大仙保健所管内の2市1町に、このたび要請を受けまして、今月2日から応援職員を派遣するというところを行っております。そのような状況でございますから、なかなか県の業務としても、現在の業務でいっぱいというふうなところがございます。ただ、この件につきましては、保健所の方でもですね、同様のご意見が寄せられているということも伺っております。大仙市といたしましても、こうした要望があったことをしっかりとですね、大仙保健所に伝えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（後藤 健） 再々質問ありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、2番。

○2番（戸嶋貴美子） 質問はありません。ありがとうございました。

初めての一般質問で、関係者の皆様にご支援を頂戴いたしました。心から感謝を申し上げます。質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（後藤 健） これにて2番戸嶋貴美子さんの質問を終わります。

【2番 戸嶋貴美子議員 降壇】

---

○議長（後藤 健） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、明日、本会議第3日を定刻に開議いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 1時20分 散 会

